

## 2. 統一権力の成立と幕府政治

2025. 9.25. 大橋 幸泰

### はじめに

本日の対象／「1 天下人による列島統合」、「5 泰平の世の幕府政治」

→16C後～17Cにおける秩序の変容／近世秩序形成期における幕府政治の特質を扱う／分権的秩序(中世)から集権的秩序(近世)への転換／本日は、幕府への権力集中の意味とその矛盾を考える

### 1. 牧原成征「1天下人による列島統合」

(1)織田信長をめぐるキーワード

a. 「天下布武」／全国統治を目指した語ではない

「天下」の意味は、政治権力の動向により可変的／16C中の「天下」は京都を中心とする政治秩序  
→信長の時代、京都を支配下に置くことが目指された

b. 「楽市・楽座」／織田信長の突出した政策とはいえない

他の戦国大名も類似の政策を採用／ただし、その意図は一律ではない／それぞれの領域を有利に統治するため、一時的に採用

→ただし、統治安定後は治者により新たな諸役を賦課／それと引き替えに契約関係を保証

(2)豊臣秀吉をめぐるキーワード

a. 「惣無事」／かつては豊臣平和令の一環として評価されたが、現在では「惣無事令」発令は否定  
徳川家康を介して東国の戦争を終結させた方式を指す／全国統治の法令ではない

→ただし、私的交戦権が否定され、「惣無事」が実現したことは事実

\*人々が中世秩序の原則からの脱却を望んだことも事実／たとえば、村社会における鉄火起請

b. 太閤検地／全国一律の検地が実施されたとはいえない

→ただし、「唐入り」を目指し朝廷に差し上げると称して御前帳・国郡図を徴集したのは、全国的統治の契機

(3)豊臣から徳川へ

a. 「公儀」／15C中以降、武家領主による用法が増加

本来、私的権力であった武家が公的性質をまとう

→太閤秀吉と関白秀次の二元政治の矛盾を覆い隠す／領主層の共同利害を守る主体としての「公儀」

→関ヶ原の戦い後、徳川家康と諸大名との間の不安定な状態を顕在化させない効果

b. 「神国」／「伴天連追放令」(1587)・「伴天連追放之文」(1613)に見る自国認識

キリシタン禁圧のための理屈としての「神国」思想

\*ただし、仏教をともなっていることに注意／「神国」であり「仏国」であるとの認識

### 2. 村和明「5泰平の世の幕府政治」

(1)江戸幕府の変貌

a. 幕政の基本構造／主導権を握るのは、将軍とその側近か、老中合議か

両方の軸足を保持して強力な権力を掌握したのが、18C中の田沼意次

b. 幕政の時期区分／三大改革(享保・寛政・天保)は天保期の幕府史観／享保期は幕府政治の整備の時期  
むしろ、田沼政治の宝暦・天明期が大きな画期

(2) 経済発展・災害への対応

**a. 開発弊害／17C大開発の時代／18C初には頭打ち**

開発にともなう問題の惹起／森林の保水機能が減退／大洪水の発生／水利土木工事の推進

→ 綱吉～吉宗の時期に、個別の支配領域を越えた大河川対策／全国統治者としての役割を強調

→ ただし、諸大名は資金を負担するのみ／商人の請け負いが進展／賄賂・談合も横行

**b. 法整備の進展／享保期における幕府法・訴訟制度の整備**

村落間の山論・水論、金銭貸借をめぐる訴訟の増加にともなう対応

→ ただし、地域の状況に応じた運用／全国一律に適応されたのではない

(3) 朝廷の動向

**朝廷の自律化と制度化／幕府の指導のもと、朝廷が主体的に朝儀を運営**

→ ただし、幕府から独立したとはいえない／常に幕府の承認が必要／かつての朝幕対立史観は相対化され、

近年は協調的な朝幕関係という理解が主流

→ むしろ、朝廷内部の主導権争いが注目される／宝暦事件の位置づけも同様

**3. コメント**

かつては、豊臣政権をもって近世の始まりと見なした／太閤検地の意義を過度に強調

→ しかし、現在では相対化／15C後～17C前を一つのまとまった時代と見る中近世移行期という時期区分

→ 「公儀」が統治する近世秩序／中世秩序の原則を克服して、治者の庇護のもとに被治者の権利を保証

(1) 戦国大名の登場

中世秩序の発動加速／自立(自律)的集団同士の紛争激化による疲弊

→ 在地社会では、紛争の停止や権利保持を求めて強力な上位権力の登場を期待／広域的な地域権力を求める気運醸成

→ 一方、領主層は自らの権利保全・地位上昇を求めて権謀術数を繰り返す／その一つとして、国人(国衆)層の推戴により、広域的な地域権力を擁立

→ 戦国大名の登場(16C前～中)／大名権力は主従関係を結んだ国人層の支持によって成り立つ

→ しかし、器量が見限られれば主君廃立(→下剋上)／紛争を裁定する公権力として振る舞わざるをえない

**戦国大名／諸集団の自立(自律)性を前提に、その上に成り立つ地域的公権力(諸勢力・集団間の調整役)**

→ 支配領域規模で、分国法・検地などにより国家の機能を調達／近世国家の原初的形態

(2) 統一権力の成立

地域的公権力としての戦国大名を、武力・戦略によってまとめ上げたのが統一権力(豊臣政権・徳川幕府)

→ 戦国大名が保持する公権力的性格を吸収／統一権力とは公権力性を独占した権力／「惣無事」を実現

**諸勢力・諸集団の自立(自律)性を保持しつつ、日本列島規模の公権力として成立したのが近世「公儀」**

(3) 近世の朝幕関係

**近世「公儀」の構成要素／幕府のみでは成立しない／朝廷を含めて近世「公儀」ととらえるべき**

→ 朝廷の役割は幕府を権威づける「金冠」／朝廷も幕府の援助に頼る／互いに互いの存在を必要とした

→ 幕府政治の矛盾の進行にともない、徐々に朝廷権威が浮上(→幕末、天皇を中軸に政治秩序の再編へ)／その背景に、公家による民間宗教者の統治が進行

吉田家・白川家：神職、土御門家：陰陽師、門跡寺院(聖護院・醍醐寺三宝院)：修験者

→ 村社会(村役人など指導者)における、朝廷権威を求める志向性

おわりに

**近世権力は中世秩序の原則を克服して、権力の集中を実現**

→ただし、分権的要素が解消されたのではない／諸集団の自立(自律)性を保証した上で、その間の紛争を上意権力に委ねる制度を作り上げた／個別領主(大名・旗本)の自分仕置権、村・町・同業者仲間の自治など

【テキスト】

牧原成征編『日本史の現在 4 近世』(山川出版社、2024年)

【参考文献】

藤木久志『刀狩り—武力を封印した民衆』(岩波書店、2005年)

清水克行『日本神判史』(中央公論新社、2010年)

藤田覚『近世の三大改革』(山川出版社、2002年)

深谷克己『田沼意次—「商業革命」と江戸城政治家』(山川出版社、2010年)

【付記】

・明日までに、Hoppiiieにて講義記録の提出を求める。